



26文科高第1000号
平成27年3月23日

国立大学法人茨城大学長 殿

文部科学大臣
下村博文



国立大学法人茨城大学の達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）の変更について

平成27年1月27日付け14茨大戦第2213号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。



国立大学法人茨城大学の中期目標 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
(新 規)	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 <u>(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標</u> <u>12. 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。</u>	「地（知）の拠点整備事業 ： 茨城と向き合い、地域の未来づくりに参画できる人材の育成事業」採択に伴う中期目標の追加